



行政訴訟の判決について

呉市ほか5市町（広島市、福山市、東広島市、尾道市及び府中町）が第一審被告となった行政訴訟の控訴審について、本日、広島高等裁判所において判決言渡しがありました。

この度の判決は、原告・被告双方の控訴を棄却したので、生活保護費の減額処分を取り消した第1審判決が維持されました。

【事件の概要】

呉市福祉事務所長は、平成25年5月16日付けの平成25年厚生労働省告示第174号と、これに伴い同日発出された厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法による保護の基準」の一部改正について（以下「本件告示等」という。）に基づき、原告らについて、平成25年8月以降の生活保護費を減額する保護変更決定を行った。

これに対し、原告らは、当該生活保護基準の引下げは、「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利の侵害であり、憲法第25条、生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条等に違反する違憲・違法なものであるから、当該生活保護基準の引下げを内容とする本件告示等に基づく保護変更決定も違憲・違法なものであるとして、当該保護変更決定の取消しを求めて広島地方裁判所へ提訴した。

令和5年10月2日に第一審判決言渡しがあり、令和5年10月13日付けで第一審被告らは原判決中第一審被告らの敗訴部分の取消しを求め（第一事件）、また、第一審原告らは原判決中原告番号9番に係る訴えを却下した部分について取消しを求め（第二事件）、それぞれ控訴した。

- 1 事件番号等 令和5年（行コ）第24号 生活保護基準引下げに基づく保護費変更（減額）処分取消請求控訴事件
- 2 管轄裁判所 広島高等裁判所
- 3 第一審原告 呉市関係分 4名

【判決主文】

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 1審原告番号9が当審において追加した予備的請求に係る訴えのうち、当審の口頭弁論終結日の翌日以降の金員の支払を求める部分を却下する。
- 3 1審原告番号9のその余の予備的請求を棄却する。
- 4 控訴費用は、1審被告ら提起の本件控訴に係る費用は1審被告らの負担とし、1審原告番号9提起の本件控訴に係る費用（当審において追加した予備的請求に係る費用を含む。）は1審原告番号9の負担とする。
- 5 本件訴訟のうち別紙訴訟終了者目録記載の各1審原告らの請求に関する部分は、同日録記載の日にそれぞれ同1審原告らの死亡により終了した。

【今後の対応】

生活保護は第一号法定受託事務であるため、対応につきましては、今後、国（広島法務局）と協議の上、検討します。